

2020年9月29日

関係各位

日清丸紅飼料株式会社

【注意喚起】

日清丸紅飼料株式会社とあたかも協力関係にあるような
養殖業の投資勧誘や共同事業提案にご注意ください。

弊社とあたかも協力関係にあるように見せかけ、養殖業(うなぎ養殖業等)の投資勧誘や共同事業
提携提案を行う行為が報告されています。

当社は**養殖業の投資勧誘や共同事業提携提案に対する事業協力には一切関与
しておりません**ので、十分ご注意ください。

以上

【水産庁ホームページより】

うなぎ養殖業は、平成27年6月1日、農林水産大臣の許可を要する指定養殖業に指定され、

現在は、**農林水産大臣による「うなぎ養殖業の許可」**を有している者以外は、

うなぎ養殖業を営むことはできません。

ニホンウナギのみならず、ビカーラ種など**その他の種のウナギを養殖する場合も同様**です。

無許可で養殖した場合、3年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金の罰則の対象となります。